Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

令和7年度版
事業所用

聞こえる安心 防災ラジオ

防災ラジオ（高さ10cm×幅15cm×奥行き4.6cm）

緊急情報は
自動で放送！
最大音量！

市とかわさきFMが
連携して放送します

通常のラジオ
としても使用できます

防災ラジオ（無償貸与分）の 残りは約500台です

令和7年9月16日（火）から無償貸与の申込受付を開始し、11月末までに461件のお申込みをいただきました。

年度末に向けて、申込みが多くなることが予想されますので、御希望の方は早めのお申込みをお願いいたします。

・予定台数（先着1,000台）に達した場合は受付を終了します。

申込方法

お申込みは、「**オンライン**」または「**郵送**」にて行ってください。

オンラインによる申込み

かわさきFMのホームページにアクセスして、**無償貸与**の入力フォームで申し込んでください。

※上記ホームページからオンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）につながります。
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/c8ebc51e-dd0f-4c74-8eb6-b67578067721/start

郵送による申込み

裏面の様式に必要事項を記入して、次の宛先（かわさきFM）に郵送してください。
住所：〒211-8566　川崎市中原区小杉町1-403　かわさきFM

申込み前に、**かわさきFM（79.1MHz）の放送に雑音が入らないこと**を、お手持ちのラジオや、市が用意する「一時貸出用のラジオ」で確認してください！

※「一時貸出用のラジオ」については、「お問い合わせ」先に御連絡ください。

・「川崎市防災ラジオの無償貸与及び有償配布に関する要綱」もご確認ください（裏面参照）。

お問い合わせ　川崎市危機管理本部危機管理部　災害システム担当
電話　044（200）2856
メールアドレス　60kikika@city.kawasaki.jp

第１号様式（第４条関係）

川崎市防災ラジオ無償貸与申込書

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

川崎市防災ラジオの無償貸与を希望するので、川崎市防災ラジオの無償貸与及び有償配布に関する要綱第４条の規定により、次のとおり申し込みます。

<table>
<tr><td rowspan="7">申込者</td><td>住　　所
（組織等にあっては所在地）</td><td>川崎市</td></tr>
<tr><td>組織等の名称</td><td></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名
（組織等にあっては代表者の職・氏名）</td><td></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯主の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">無償貸与の対象
（該当する欄に○印を記入）</td><td></td><td>1　65歳以上の高齢者又は障害者手帳保有者（身体障害程度１～４級（肢体不自由４級を除く。）、知的障害程度最重度～中度、精神障害程度１～２級）のみで構成されるスマートフォンを持っていない世帯
※ 世帯主の運転免許証の写し（両面）、障害者手帳の写し、マイナンバーカードの写し（表面のみ）のいずれかを添付</td></tr>
<tr><td></td><td>2　幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の教育施設等</td></tr>
<tr><td></td><td>3　児童福祉施設、障害者施設、高齢者施設等の社会福祉施設等</td></tr>
<tr><td></td><td>4　自主防災組織、自治会、町内会等の住民組織</td></tr>
<tr><td></td><td>5　市内の事業所</td></tr>
<tr><td></td><td>6　その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">防災ラジオの受信状況を改善するための外部アンテナを希望する場合は○印を記入</td></tr>
<tr><td>同　意　欄</td><td colspan="2">同意する場合は、□にレ印を記入してください。
□　私は無償貸与に当たり次の事項に同意します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">1　防災ラジオの使用に係る電気料、電池の交換等に要する一切の経費及び無償貸与後の自己の過失による故障に伴う修理費用は、無償貸与を受けた方の負担となります。
2　無償貸与の対象とならなくなった場合は、速やかに防災ラジオを市へ返却するものとします。
3　防災ラジオの目的外使用及び他への転売をしないこと。</td></tr>
</table>

「川崎市防災ラジオの無償貸与及び有償配布に関する要綱」については、次の市ホームページをご参照ください。

https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/601/0000178404.html

二次元コード→